

支那の政變

昨日の紙上に報じたる如く北京の朝廷にては西太后再び政を握りて皇帝と共に万機を親裁するものと爲り近來勢を得たる改革派を翻けて其中には或は遠抽の命を受けたるものさへありと云ふ詳細の事情は未だ分明ならざればも願ふに近來同國皇帝が改進黨の意見を持し急改革を断行して之に反對するものは直に免職するなぞ殆んど當る可らざるの勢なるより政府の故老大臣中その改革を喜ばざる守舊の徒が竊に相結んで西太后を奉じ皇帝の政略を妨げんとて斯る政變を見たるものなる可し或は其間には自から種々の現勢もあらんやれども之を要するに支那の政界に於ける守舊改進黨主義の衝突にして改革の一頓挫を認めざるを得ず一國革新の行路中自から免かれざるの勢は云々云々

清國政變と上海電報

本社北京特派員等によれば清國皇帝は實際崩御せしに非ずして唯暫く離れられたる迄なるが如きも一時上海には崩御の報北京より傳はりしに疑なし即ち其意味を本邦に打電したるもの獨り本社特派員のみならず昨日發行のチャパンメールは本社の特電を轉載すると同時に左の二電報を掲げたり

(九月二十三日午後二時十九分 上海發チャパンメール着)

北京より支那皇帝崩御に遭ひたりとの報知來れりとは現に今常上海にて口々相傳ふる所なれども是は恐らく誇大の說にて實際皇帝は唯其位を廢せられたるまでなるべしと信す又右試進の大罪人たる陳炳は改革黨の首領康有爲の上を擧り彼が逃走を防ぐ爲め北平城の門閉鎖せられたりとの報あり上海道臺は若し康有爲を捕ふるものあらば二千兩の賞金を與ふべき旨を布告し北方より入港する船舶は一々厳密なる捜査を受く當地には萬一皇帝の試せられしとすれば逆徒は恐らく李鴻章並に其一派にして罪を有せしに歸せんとする者なるべしと信する人多し

(九月二十三日午後六時上海發)

上海チャパンメールは同社が皇帝崩御の確報なりと信用する電報を北京より受取りたり

西太后の執政に就て

西太后が清國皇帝と協同して政務を執らざるの勅諭發表せられたるよしは別項に報する通より北京より或筋へ達したる電報に依り明白なるが是より先き滿洲大臣等が西太后に奏する所ありて事茲に至りたる次第なるも亦同電報の傳ふる所なり滿洲大臣等が斯く西太后を要して皇帝の權勢を制限するに至りたる原因及び近因を聞くに同皇帝陛下は廣東地方の一布衣なる康有爲を起用せられてより大に歐洲の文物を欽慕せらるるもの如く過般家、鴻臚館、光祿寺等を廢するを初めとし從來民意を阻礙するの條ありし尙書の職を免職し若々改革を行はれたる其改革の餘りに目覺しかりしかば守舊の思想に富める滿洲大臣等は之を快からずとし何がな機曾もあらば再び西太后を起して皇帝の權力を制限せんと待ち構へ居たる折柄、我が伊藤侯は漫遊の客として頃日北京に至り親しく皇帝陛下に謁見したる一事の如き同國に於ては從來例なき事にして滿洲大臣等は使臣にあらざる外國の布衣に謁見せらるるものと都合なりと考へ急に西太后に申出で皇帝陛下の權力を制限するに至りたるものならんといふ斯くて皇權の制限は或意味に於て幽閉に似たりとも謂ふ可く西太后が康有爲を初め改革派の重なる人々を忍び失踪したるものあるべく之に乗じて守舊派の如きは康有爲に試進の罪ありとまで言ひ誇らし隨て上海にも崩御の報を傳へたるならんといふ現に一説には北京にても皇帝試進の陰謀ありたる由を傳ふるものありと云へり

清國政變の別報

清國今回の政變に就ては昨日午前、横濱に居住する清人某氏の許に西太后兵を派して張恒の家を圍み康有爲を捉へ守舊黨は再び太后を立てんと欲すとの報を東京より報し越したるものあるに付某氏は取り敢へず電報を上海の知人に發して問合せたるに同夜深夜に達したる其返電は「局變一切停止報し即ち改革派の運動激進に過ぎたる其反動として守舊派一時に勃興し一方には西太后を擁して張恒を排し他方には清帝が親信する改革黨中最も有爲なる康有爲を捉へ改革黨爲めに屏息して局面一變一切萬事休せりとの意味自から明白なり但し皇帝の身上に就きては一も報する所なければ之に依るも試進の事は恐らく一時北京より上海邊に傳はりたる誤聞なるべしと云へり

清國領事の上京

横濱駐在清國領事は其本國の政變を開き昨日午前八時過ぎ上京して永田町なる同國公使館に入りたるよし

文官任用令改正案の成行

文官任用令の改正に就ては政務調査委員會に於ても各自其意見を異にし決定するに至らざるが内閣にては數回の改正案を一纏と爲し其條法制局に送附したるが爾來同局にても異論百出し爲めに調査は大に手間取りたるも最早大體の條項は議定済となりたるにより多分本月中には結了の運に至るべしと結了の上は今一應政務調査會の議に附し然る後内閣に送呈する筈なりと

第十三議會の法律案

各省より第十三議會に提出すべき各種の議案にして既に法制局に送附されたるものは十數件あるよしなるが今回は行政改革に伴ふ改正法律案もあれば當該會の協賛を求むべき法律案は頗る多數なるべしと云ふ

水害地と國庫補助

東北地方は過般の出水にて何れも多少の損害を被らざるはなく従て幾分の國庫補助を要するも未だ概算の調査成らざるを以て正式に額を定めて要求するの場合に至らざればも山梨縣野の如きは何れも百萬圓以上の復舊工事を要する見込にて右兩縣及び新潟、栃木、埼玉、茨城、宮城、巖手等の諸縣より夫々豫め内務省に上申し來りたるよし

水害救助費の緊急支出

北海道は本月六日以來の出水にて同道に稱れる洪水となり其損害も少からず十一圓十三圓の管轄に亘り何れも多少の被害ありざるはなく就中石狩國の如きは慘狀甚だしき有様なるを以て杉田北海道廳長官は過般上京して其状況を内務大臣に陳述し且つ善後策に付き協賛を凝らし其他有志者も上京して共に運動する處あり右水害救助費として少くも百萬圓を要する見込にて内務省に交渉せし由なるが内務省にても豫備金は既に盡き現在經費支出の餘裕に乏しき事實を認むるが故に到底多額の要求に應ずるを肯せず且つ又北海道の水害地にて目下交通杜絶の場所少からずして實際の損害を詳にする能はず假令一詳にするも復舊工事の設計確實ならざるが故に幾千の經費を要するやを精確に知る能はず左れを免に角被害は大にして救助費を支出すべき必要充分なるを以て内務省にては差當り五十萬圓を緊急支出するに決し其内譯を被災民救済費三十萬圓、道路橋梁其他の修繕費十三萬圓、上川鐵道破損の復舊工事業費七萬圓を豫算し右の金額を國庫剩餘金より支出する筈にて大藏省とも交渉の上去年廿二日奏請の手續に及びたれば多分昨日中に御裁可ありしならんといふ

典獄協議會

典獄一同は昨日午前九時より内務省に協議會を開き建議案中看守に宿料を給與する件、押丁より看守に採用するは年齢四十五年以上とする件、看守押丁賃與規則改正の件、但し本則に特別賞與目と設け金額拾五圓以上五拾圓以下とす事、女監取締に看守同様の給與

Table with names and titles: 新任清國公使、新任清國領事、帝國、水害救助費の緊急支出、水害地と國庫補助、第十三議會の法律案、清國領事の上京、文官任用令改正案の成行、西太后の執政に就て、清國政變と上海電報、支那の政變